

京 都 労 働 局  
平成 23 年 9 月 14 日  
14 : 00 発表

経済記者クラブ 同時資料配布  
府政記者クラブ 同時資料配布

担 当	京都労働局 総務部 企画室
	企画室長 西田 信吾
	室長補佐 坂口かつ子
	電 話 075-241-3212

## 10月5日に「職場の困りごと相談会」を開催します

### ～ 労働相談・個別労働紛争関係機関連絡協議会～

京都労働局、京都府、京都府労働委員会は、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」の施行（平成 13 年 10 月 1 日）を受け、平成 14 年より労働相談・個別労働紛争関係機関連絡協議会（以下「連絡協議会」）を開催し、労働相談や民事上の個別労働紛争の解決を促進するために情報交換や意見交換を行ってきました。

その後、連絡協議会は、労働審判法（平成 18 年 4 月 1 日施行）裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 19 年 4 月 1 日施行）の施行等に伴い、京都地方裁判所、京都弁護士会、日本司法支援センター京都地方事務所（法テラス京都）、中央労働委員会事務局近畿地方事務所、京都府社会保険労務士会の参加を得て、広く京都府内の労働紛争に関する情報交換、意見交換を行ってきました。

各機関に寄せられる相談は昨年 1 年間で約 42,000 件を超え、京都における労働相談及び個別労働紛争の解決に関して中心的な位置を占めています。解雇、賃金引下げ、残業手当の不払いなど従来からの相談に加え、近年は上司によるパワーハラスメント、職場でのいじめ・嫌がらせ、うつ病などで休職した労働者の復職に関する相談なども増えています。

本年は、去る 7 月 12 日に連絡協議会を開催し、各機関の運用状況の説明、それぞれの機関の特徴を踏まえた労働相談に対応する機関同士の意思疎通、個別労働紛争の解決を促進するための情報交換を行いました。多様化する個別労働紛争に対応するため、各機関の制度を更に広く周知する一環として、昨年度に引き続き、来る 10 月 5 日（水）に京都労働局において、別紙 1 のとおり連絡協議会主催による合同労働相談会を開催することとしました。

なお、各機関の特徴と通常の相談時間等は別紙 2 のとおりです。

# 職場の困りごと相談会

解雇、雇止め、退職勧奨、退職強要、労働条件の引下げ、内定取消し、その他労働条件や職場でのパワーハラスメントやいじめなどの相談に応じます。

会社に対する助言・指導、あっせんの案内、弁護士による法律相談、裁判手続きの相談などを行います。

電話による相談、ご家族からの相談もお受けします。

主催各機関がそれぞれの特徴に応じて相談に対応するとともに、相互に連携して相談者に必要な情報の提供や制度の活用をご案内します。

- 【開催日】 平成23年10月5日(水)
- 【相談受付時間】 9:00~17:00
- 【開催場所】 京都労働局6階  
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
- 【相談電話番号】 075-241-3212  
075-241-3221



## 【交通】

- ・市営地下鉄烏丸御池駅2番出口下車(徒歩2分)
- ・市バス烏丸御池駅停留所下車(徒歩3分)

〔主催〕労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会  
京都労働局・京都府・京都府労働委員会・京都府社会保険労務士会  
京都弁護士会・法テラス京都

(問い合わせ先) 京都労働局 総務部 企画室 075(241)3212  
京都府 商工労働観光部 労政課 075(414)5082

実施機関名称	労働 相談	紛争 解決	相談日、相談時間、その他	特 徴	連 絡 先
京都労働局 (国)			(労働相談) 平日(月～金)8:30～17:15 *各総合労働相談コーナー 9:00～17:00 *労働基準法等法令違反の監督 指導を求める場合は、労働基準監 督署。	(労働基準法等法令違反関係) 賃金不払、解雇、労働時間、割増賃金、労働条件 明示、就業規則、年次有給休暇など。 *雇用保険、セクハラ等については、ハローワーク、 雇用均等室と連携して処理。 (民事上の個別労働紛争) 解雇理由、雇止め、配置転換、労働条件不利益変更、 職場におけるいじめ・嫌がらせなど *社会保険労務士等による相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働局相談コーナー 075-241-3221 (京都市中京区両替町通御池上ル 金吹町451)</li> <li>京都駅前相談コーナー フリーダイヤル(京都府内) 0120-892-100 075-342-3553</li> <li>監督署内相談コーナー 京都上署 075-462-5112 京都下署 075-254-3196 京都南署 075-601-8321 福知山署 0773-22-2181 舞鶴署 0773-75-0680 園部署 0771-62-0567 丹後署 0772-62-1214</li> </ul>
			(助言・指導) 京都労働局長による助言・指導	(確立した判例、法令に照らし問題のある事案) 解雇、雇止め、配置転換、労働条件不利益変更、職 場におけるいじめ・嫌がらせなど。募集・採用に関 する紛争も対象。 *事業場に対する口頭助言が中心。相談当日助言 可。事案によっては、文書指導・助言を行う。 *あっせん実施後の助言指導申請は不可	
			(あっせん) 京都紛争調整委員会によるあっ せん	解雇、雇止め、配置転換、労働条件不利益変更、職 場におけるいじめ・嫌がらせの苦情対応不備・管理 問題など。募集・採用に関する紛争は対象外。 *紛争調整委員会は6人構成。但し、原則的には1 名の委員が参加。あっせん委員は大学教授、弁護士 等 *あっせんは原則1回で、即決解決向き。 *助言指導を実施後のあっせん申請可 *福知山市、舞鶴市、京丹後市、南丹市での出張あ っせん有り。	
京都 中小企業労働相談所 (京都府)		×	(労働相談) 平日(月～金) 9:00～13:00、14:00～17:00	解雇、配置転換、労働条件等の労使関係のほか、労 働組合結成等の相談 *労働組合OB相談員による相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>フリーダイヤル(京都府内) 0120-786-604 075-661-3253 (京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内)</li> </ul>
			(特別労働相談) 毎月第3木曜 13:00～16:00 要予約	*弁護士による相談対応 (原則、労働相談を実施後の相談)	
			(非正規労働ライン) 毎週土曜 9:00～13:00、14:00～17:00	解雇、労働条件等のほか、社会保険・雇用保険等の 相談可 *社会保険労務士による相談対応	
			(働く人のメンタルヘルズ相談) 毎月第2木曜 13:30～16:30 要予約	*産業カウンセラーによる相談対応	
京都府労働委員会 (京都府)			(事前相談) 平日(月～金)8:30～17:15	解雇、雇止め、配置転換、労働条件不利益変更等 *あっせん申請前の事前相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>075-414-5733、 (京都市上京区出水通油小路東入ル 丁子風呂町104-2 京都府庁西別館4階)</li> </ul>
			(あっせん) あっせん員によるあっせん	解雇、雇止め、配置転換、労働条件不利益変更等 *あっせん員は公労使3者構成(16名のあっせん 員候補者(うち、15名は労働委員会委員)から選任) *複数回のあっせんが可能。複雑な紛争、時間をか けて解決を図る紛争向き *福知山市での現地あっせん有り。	
京都府 社会保険労務士会 (全国社会保険労 務士会連合会)		×	(労働相談・電話) 平日(月～金)17:00～20:00 土曜日 13:00～18:00 (労働相談・面談・予約制) 水曜日 10:00～16:00	解雇、労働時間、労働条件、配置転換、年金、健康 保険等 *社会保険労務士による相談(電話相談は全国社会 保険労務士会連合会) *平日夜間、土曜日午後の相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕事応援ダイヤル (厚労省委託事業) 0120-07-4864 (無料・携帯電話不可)</li> <li>0570-07-4864 (有料・携帯電話可)</li> <li>予約電話 075-417-1881)</li> <li>(京都市上京区今出川通新町西入ル 弁財天町332 社会保険労務士会館)</li> </ul>

実施機関名称	労働 相談	紛争 解決	相談日、相談時間、その他	特 徴	連 絡 先
社労士会労働紛争 解決センター-京都 (京都府社会保険労務士会) (法務大臣認証、 厚生労働大臣指定)	×		(あっせん) あっせん員によるあっせん 原則火・金の 13:00~17:00	解雇、雇止め、配置転換、労働条件不利益変更等 *申立手数料 10,500円(あっせん不参加時返金) *申請人、被申請人のいずれかが京都府内 *あっせん員は、調整委員名簿搭載の特定社会保険 労務士(申請内容によっては弁護士)から選任。	受付時間 平日(月~金)10:00~12:00 13:00~17:00 075-417-1922 (京都市上京区今出川通新町西入ル 弁財天町 332 京都府社会保険労 務士会館 1階)
京都弁護士会		×	(法律相談) 労働事件相談 担当弁護士を紹介  一般法律相談 平日(月~金)9:30~12:00 13:00~16:00 公益通報者支援相談 予約・受付で個別対応 (075-231-2337)  (予約受付) 平日(月~金)9:00~12:00 13:00~17:00	[有料相談] 、 、 とも有料(基本は30分5,250円程 度)。収入が一定額以下の場合、無料相談となる (法テラス京都と連携)。  *京都弁護士会館以外の相談センターの相談時間 は別紙。受付時間は共通。	京都弁護士会館 予約電話 075-231-2378 (予約電話) 075-231-2379 (法律相談音声案内) (京都市中京区富小路通丸太町 下ル栞屋町1番地) ・京都駅前法律相談センター 予約受付 075-231-2378 ・園部法律相談センター 予約受付 075-231-2378 ・南部法律相談センター(木津、京田辺) 予約受付 075-231-2378 ・福知山法律相談センター 予約受付 0772-68-3080 ・舞鶴法律相談センター 予約受付 0772-68-3080 ・丹後法律相談センター(宮津、大宮) 予約受付 0772-68-3080
京都弁護士会 紛争解決センター (京都弁護士会) (法務大臣認証)	×		(あっせん) 和解あっせん人によるあっせん。 3回3ヶ月を目処に実施。 (仲裁) 仲裁人による仲裁(裁定等) (予約受付時間) 平日(月~金)9:00~12:00 13:00~17:00	労働事件、近隣トラブル、男女関係のトラブル、金 銭貸借トラブルなど。 *あっせんでは和解の合意は任意。合意できなけれ ば裁判手続きへ移行可。仲裁では仲裁開始の合意後 は仲裁案を拒否できない。裁判手続きへの移行不 可。 *申立手数料 10,500円(あっせん、仲裁とも) 合意成立した場合、別途成立手数料が必要 *和解あっせん人、仲裁人は原則弁護士 *申請に地域的制限なし *法律相談前置。対応弁護士の紹介状が必要 *3回3ヶ月を目処に実施 *宇治市での出張あっせん制度有り。	京都弁護士会館 予約電話 075-231-2378 (京都市中京区富小路通丸太町 下ル栞屋町1番地)
日本司法支援センター 法テラス京都		×	(情報提供) 平日(月~金)9:00~12:00 13:00~16:00  (法律相談) 弁護士による相談(30分程度)。 予約制。 平日(月~金)10:00~12:00 13:30~16:00 (予約受付時間) 平日(月~金)9:00~17:00  (代理援助・書類作成援助)	離婚、相続、損害賠償、金銭トラブル、労働問題、 刑事事件等に関する法制度紹介、相談窓口紹介  経済的に余裕の無い方の法的トラブル(労働問題含 む)について無料法律相談。 *刑事事件は対象外  弁護士、司法書士の費用の立替え *法律相談前置。 *事件の終了後、結果に応じて報酬金の負担の場合 有り。	法テラス京都 050-3383-5433 (京都市中京区河原町通三条上ル 恵比須町 427 京都朝日会館 9階)  法テラス福知山法律事務所 (福知山市末広町 1-1-1 中川ビル 4階)  コールセンター 平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00 0570-078374 PHS、IP 電話からは 03-6745-5600